

博士論文(要約)

論文題目 途上国における持続可能な社会実現に向けた  
国際環境協力のあり方

氏 名 竹本 和彦

本論文では、日本の環境分野における取組がどのように進展してきたかを踏まえ、これらの実績と経験が途上国における持続可能な社会実現に向けてどのように貢献できるかについて考察し、日本の今後の国際協力のあり方に関し、一つの指針を示したものである。

本論文では、途上国のニーズに立脚した国際環境協力のあり方のモデルとしてコベネフィット・アプローチに焦点を当てている。日本は、地球全体の低炭素社会実現に向けて、今後とも「二国間クレジット」（JCM）などの協力スキームをフルに活用して途上国における気候変動対策（緩和、適応）を積極的に進めていく方針を明らかにしているが、途上国の立場からみれば、低炭素社会に向けた取組に対するイメージが現実のものとしては、必ずしも共有されていないことから、具体的な協力事業の進展の加速化が十分に図れていないのが現状となっている。こうしたことから、地域の環境汚染対策や貧困対策など途上国のニーズに密着した取組と気候変動対策を組み合わせていく、いわゆるコベネフィット・アプローチによる取組の推進は、途上国における理解と協力を得ていく上で、今後重要な方向を示すものとなってきている。このような統合的なアプローチについては、2014年度環境省重点施策（2013年8月）においても「低炭素、循環、自然共生を同時達成する社会の創造に向けた政策展開」を図っていくとの方針が打ち出されており、本論文において提言している諸点は、実際の政策立案に大いに役立つことが明らかになっている。

本論文の結論概要は、研究の目的に沿って次のとおり取りまとめた。

まず第1の研究の目的を、「途上国における持続可能な社会実現に向けて、日本における環境汚染対策の経験はどのように貢献できるのか、その現状と課題を明らかにする。とりわけ、低炭素社会の実現に向けた地方公共団体の果たすべき役割を明らかにする」こととしており、次の結論を得た。

低炭素社会の実現に向けて、日本では地方公共団体は、温室効果ガスの排出実態の把握をはじめとして、市民に対する普及啓発や企業に対する指導など地球温暖化対策を推進する上での実働部隊としての役割を果たしてきている。特に公害対策の実績と経験を踏まえ、これらによって培われた技術・ノウハウが地球温暖化対策に活かされてきている。北九州市では、公害対策、循環型社会づくり、地球環境問題への対応、そして持続可能な発展へと段階的に各種の対策を進めてきており、横浜市においても同様に公害対策の実績・経験が低炭素社会実現に向けた各種取組の実施にあたり、大きな原動力となってきている。

また地球温暖化対策を推進する上で重要な位置付けとなっている廃棄物対策は、地方公共団体が中心となって推進する主要施策の一つであるが、横浜市の事例にみられるとおり、廃棄物対策の実施、とりわけ廃棄物発生量の抑制は、温室効果ガス削減に資することに加え、地方公共団体の財政負担の軽減にも大きく貢献しており、このような地球温暖化対策部門と廃棄物管理部門の連携が地方公共団体では極めて効果的に共同作業が行われていることが明らかになった。更に地方公共団体において、国際協力の推進に当たり、地元産業

との連携や技術者の活用により国際協力の道を切り開き、地元経済の活性化にもつなげていくよう努力していることも明らかになった。また北九州市は、海外への低炭素技術の移転を通じ、北九州市の枠を越え、途上国における温室効果ガス低減を市の計画に位置付けるという新たな取組みに挑戦している。この様に地方公共団体における公害対策や都市環境改善を礎にした低炭素社会の実現に向けた取組が、今後の途上国との協力を一層推進していく原動力となっていくものと考えられる。

次に第2の研究の目的を、「日本の国内対策が国際社会に貢献し、それらがどのように影響を与え、国内政策にも再び裨益できるか、またこうした運動効果は国際機関においても作用しているかについて、とりわけ循環型社会形成に向けた3Rの取組に焦点をあてて考察することとしており、次の結論を得た。

循環型社会の形成に向け、国は主導的な役割を果たしてきており、とりわけ1990年代より、廃棄物の適正な管理やリサイクルの推進を見据え、処理場確保の困難性、さらには資源の有効利用という観点から循環型社会形成基本法の制定、各種リサイクル法の整備、基本計画の策定、物質フローに基づく目標設定とその達成に向けた国内的な取組を積み重ねてきた。このような実績を踏まえ、G8サミット・プロセスやOECD、UNEP、バーゼル条約下での国際的な取組にも貢献するとともに、国際社会からのフィードバックを梃にして、国内の取組を進展していくが、このような国内政策と国際政策の相互作用が政策進展の原動力となっていましたことが明らかになった。こうした相互作用は、他のG8諸国や関係国際機関においても同様の効果が見出されており、とりわけ2005年の3R閣僚会議以降、各國、各機関とともに、顕著な躍進が見られていることが明らかになった。

また日本がG8サミット（2004年）に「3Rイニシアティブ」を提案した以降、3Rに関する政策展開の発展プロセスについて考察したが、とりわけ3Rの対象範囲は、廃棄物の適正な管理から資源の効率的利用の観点まで大きく広がってきており、このような幅広い対象範囲に亘る取組は、途上国において3R施策を導入していく上で、地元へのメリットを見出すことが出来る糸口になる点が明らかになった。

更に、「エコタウン事業」に関する国際協力では、支援側と受入側ともに地元産業の活性化を視野に入れており、このような観点からの協力の推進は、途上国におけるインセンティブを明示的に示せることを明らかにした。

さらに、第3の研究の目的を、「途上国において、低炭素社会の実現に向けて直面する現状と課題を整理した上で、現状におけるギャップを解決するための効果的な方策の一つとしてのコベネフィット・アプローチの今後のあり方について提言する。とりわけ現場における国際協力の実態を踏まえ、途上国のニーズに立脚したコベネフィット・アプローチを活用した協力のあり方について考察することとしており、次のような結論を得た。

日本のような先進国においては持続可能な社会の実現に向け、その構成要素である低炭

素社会や循環型社会を形成していく方向について、国民各界各層において共通の理解が得られており、こうした共通の理解の上に政策立案が可能となっている。また各種政策は、この様な国民各界各層の理解と協力により、円滑な実施が担保されている。一方途上国においては、「持続可能な社会の実現」に関し、そのイメージが漠然としていることから、社会の各界各層において必ずしも十分に理解されず、また社会全体にその考え方が浸透するに至っていない。すなわち、何が持続可能な社会か、何が低炭素社会か、何が循環型社会か、など国民各界各層の基本的認識を共有することが現時点では困難となっている。

途上国との協力にあたり、例えば公害対策であれば、技術やノウハウを移転することにより実効性の上がる国際協力が実現可能となり、技術支援する先進国側にとっても大きな困難はない。しかし、持続可能な社会の実現に向けた、低炭素社会の実現や循環型社会の形成という観点は、途上国にとって明確なイメージが国民の間で共有されない状態であることから、具体的な取組の糸口がつかめず、その結果、協力が円滑に進まない場合がある。

このため、途上国におけるメリットを明示的に示すことが出来るコベネフィット・アプローチのような考え方を打ち出し、取組の糸口を意識的に組み込んでいくことは、途上国において持続可能な社会の実現に向けた協力を円滑に進めていく上で極めて有効であることから、コベネフィット・アプローチは、途上国における持続可能な社会の実現に向けた協力推進の一つの有力な手がかりになり得ると考える。

また国際協力プロジェクトの企画・実施に当たり、途上国のニーズとリンクすることが重要であり、環境汚染対策に主眼を置いたアプローチと受入国の開発ニーズに主眼を置いたアプローチについて検討を行い、環境汚染対策と気候変動対策のコベネフィットのみに限定することなく、対象範囲を貧困の撲滅や雇用対策などを含む社会福祉・経済といった途上国側の関心の高い開発ニーズとの相乗効果まで視野を広げるよう心掛けていく必要があることを提言した。

更に途上国や開発支援機関では、ともすれば「気候変動対策は、追加的な負荷」と受け止められがちであるが、コベネフィット・アプローチの考え方の導入により、気候変動対策は途上国にとって、持続可能な開発の方向に障害のあるものではなく、むしろ途上国にとって受け入れられやすい論理となり得ることを明らかにした。

一方コベネフィット・アプローチによる取組を一層推進していくためには、コベネフィット効果の定量的な評価が可能となるような手法を早急に開発することが必要である。また日本の経験を踏まえた国際協力の中で、コベネフィット・アプローチを位置付けつつ、地道であるが、継続的な協力に不断の努力を傾注していくことが必要であると考える。

なお、これまでの日本の取組実績について述べてきたが、これらは必ずしも全て成功したわけではなく、例えば、①気候変動緩和対策においては、エネルギーの基本政策が国の直轄となっていることから、地方公共団体の取組には限界があること、②気候変動適応策については、国の適応策に係る制度が十分に整っていないことから、必ずしも体系的な取

組となっていないこと、③循環型社会形成の分野においては、国内でリサイクルされるべき資源が海外市場に輸出され、国内産業の成立基盤が揺るがされていること、④貴金属の回収を目的とした電子製品基盤の輸入に関しては、国際的な枠組みで認められているにも関わらず、価格や手続きの煩雑さ・長期化のため、他の先進国にそのマーケットを奪われていること及び⑤「二国間クレジット制度」（JCM）は、その取組が端緒についたばかりではあるが、現在のところ署名国が8ヶ国にとどまっており、本制度を主流化するには必ずしも十分な枠組形成には至っていないことや国際枠組での位置付けが不透明であることなど様々な問題点が残されており、こうした諸課題の解決・改善に今後とも努めていくことが必要である。